

公告

一般競争入札において不調となった市有財産を先着順随意契約により売却いたしますので公告します。

令和7年10月6日

豊橋市長 長坂 尚登

1 売却物件

物件番号	所在及び地番	地目	面積	予定価格 (最低売却価格)
1	豊橋市磯辺下地町字下地 57番・58番	宅地	572.86 m ² (実測)	1, 708万円

* 売却価格は予定価格（最低売却価格）を下限とします。

1. 先着順随意契約の物件等詳細及び申込案内書、申込書、その他資料については、豊橋市財務部資産経営課ホームページ又は、豊橋市財務部資産経営課（豊橋市役所東館5階）に掲載しておりますのでご参照ください。（ホームページからダウンロードができますが、資産経営課窓口にてもお渡しいたします。）
2. 売却価格は、一般競争入札の予定価格（最低売却価格）若しくはそれ以上とし、売却価格の見直しが成されるまで隨時受け付けます。
3. 売却価格の見直しがあった物件については、新たに一般競争入札での売却となります。その際、見直された物件はホームページ及び、窓口での掲載から削除されますのでご注意ください。（価格の見直された物件は先着順随意契約できません。新たに一般競争入札にて売却いたします。）
4. 購入希望者は案内書の記載事項を十分理解したうえで申込をしてください。
5. 以後、豊橋市財務部資産経営課の所管する市有財産のうち、一般競争入札において不調となった物件については、前項記載内容と同様に扱うこととします。
6. 購入希望者の資格
日本国内に住民登録をしている個人又は日本国内で法人登録をしている法人とします。

※1 共有を希望する場合

2名以上の連名による申込みも可能です。その場合、全員が購入希望者の資格を備えていることが必要です。

※2 受付後に申込者を変更することはできませんので注意してください。

ただし、次の（1）～（5）に該当する方は買受人となることができません。

- （1）市税を滞納している者
- （2）契約締結をする能力のない者
- （3）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （4）地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当する者。
（本市の公有財産に関する事務に従事する職員）
- （5）「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書（平成26年3月26日、豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）」に基づく排除措置を受けている者。

豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書（抄）

（平成26年3月26日、豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事務又は事業 豊橋市が行う次に掲げる事務又は事業をいう。

ア 建設工事、設計・測量・建設コンサルタント、物件の製造請負
又は買入れ、役務の提供等の調達契約

イ 物品の売払い

ウ 公有財産の売払い又は貸付けの契約

エ 貸付金の貸付契約

オ 補助金、交付金等の交付

カ 許認可、登録

キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づく
公の施設の指定管理者の指定

ク 市営住宅の入居契約又は同居の承認

ケ その他暴力団に利益を与えるおそれがある事務又は事業

(2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。

(3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(4) 排除措置 事務又は事業が暴力団に利益を与えないために執る次に掲げる措置をいう。

ア 競争入札への参加資格を有する者に対する指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置

イ 申請等を拒否し、許可等を取り消し、契約等を解約するなどにより事務又は事業の相手方としない措置

ウ 補助金、交付金若しくは貸付金を返還させ、又は違約利息若しくは損害賠償等を求める措置

エ 公の施設の指定管理者の指定を行わず、又は指定を取り消す措置

オ 市営住宅の入居の契約を行わず、同居の承認を行わず、明渡しを請求するなどの措置

カ その他暴力団を排除するために有効な措置

7. 購入希望者への売払い条件

売払いを受ける者が、売買契約締結の日から10年間、売買物件を次の各号に定める用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸すことを禁止する。

- (1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はその他これらに類するもの
- (4) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第1項第3号に規定する処分若しくは同法第7条に規定する解散の指定を受けた団体の事務所又はその他これらに類するもの

2 前項に関し、必要があると認めるときは、売払いを受ける者に対し、物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることとする。

3 売払いを受ける者は、正当な理由なく前項の調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

4 売払いを受ける者が、第1項に定める義務に反したときは売買代金の3割を、前項に定める義務に違反した時は売買代金の1割を違約金として徴することとする。

8. 申込から所有権移転登記までの流れ

1 市有財産先着順随意契約申込書の提出

受付期間 令和7年10月6日（月）～

*土、日、祝日、年末年始（12/27～1/4）の受付は行いません

受付場所 豊橋市 財務部 資産経営課 豊橋市役所東館5階

受付時間 午前9時～午後5時まで（電話・FAX・Eメールによる申込不可）

*申込は原則持参としますが、やむを得ず郵送にて申込をする場合は特定記録郵便にて郵送してください。郵送による申し込みについては、市庁到達日が最終受付となります。ただし、土、日、祝日に到達されたものは翌営業日を最終受付とし、年末年始（12/27～1/4）に到達されたものは1月5日が最終受付となります。

又、申込が複数ある場合はくじ引きにより先着順を決定いたします。

2 購入希望者の資格要件の確認

申込受付後、速やかに資格要件の確認をします。

確認期間 15日間～20日間要

3 買受申請書の提出

資格確認後、買受人と決定した時点で買受申請書を提出

4 契約

買受人決定後 1 ヶ月以内に、豊橋市が用意する売買契約書により契約を締結します。契約時、契約保証金として売買金額の 10 分の 1 以上（1 円未満切り上げ）の金額豊橋市が発行する納付書により現金又は、小切手にて納付していただきます。小切手にて納付する場合は、銀行等が振り出した自己宛て小切手により納付していただきます。（小切手は銀行渡とし振出人と支払人を同一にして、振り出しの日から起算して 5 日以内のものとする。）

5 売買代金の納入期限

売買契約締結後、1 ヶ月以内に売買金額の残金を豊橋市の発行する納付書により、現金又は、小切手にて完納していただきます。（小切手については、前項の取り扱いと同様にします。）

6 物件の引き渡し及び、所有権の移転

買受人が売買代金を完納し、豊橋市の歳入となったとき買受人に移転します
物件は現状有姿にて引き渡しとします。

7 所有権移転登記

- 1 売買代金が完納され豊橋市の歳入となったとき、所有権移転登記の手続きは買受人が行うものとする。
- 2 登記に係る登録免許税等、費用は買受人の負担とする。
- 3 登記完了後は、登記完了証及び全部事項証明書を豊橋市に提出してください。

担当部署及び問合せ先

担当部署	豊橋市財務部資産経営課
郵便番号	440-8501
所在地	豊橋市今橋町1番地
電話	0532-51-2033